

障がいのあるかた・経済的理由のあるかた・高齢のかたを対象にした「減免・軽減制度」の概要をお知らせします

減免・軽減制度のお知らせ

制度を受けていただくには、それぞれ申請書や必要書類等を提出(提示)していただく必要があります。期限を過ぎて申請されますと、減免等を受けることができない場合があります。制度ごとに取り扱いが異なりますので、詳しくは、各担当課(係)までお問い合わせください。

障がいのあるかたへの減免等

個人市県民税 課税課市民税係 ☎38-2016

■減免 ㊚所得割額の5割以内を減免 ㊚次の①または②に該当し、かつ③に該当するかた①前年の12月31日時点で、障がいを認定されているかたで、本人の前年の所得が158万円以下②今年の1月2日以後に障がいの認定を受けたかたで、前年の所得が350万円以下であり、納税が著しく困難であること ③個人市県民税を納付済みでないこと ㊚減免申請書と障害者控除対象者認定書または障がい者手帳の写しを上記へ提出(郵送可)

■非課税 ㊚前年の12月31日時点で、障がいを認定されているかたで、本人の前年の所得が125万円以下 ㊚確定申告書または市民税・県民税申告書と障害者控除対象者認定書または障がい者手帳の写しを上記へ提出(郵送可・確定申告書の場合は、税務署へ提出)

■所得控除 ㊚本人または被扶養者が障がいを認定されている場合、26万円(特別障害者30万円・同居特別障害者53万円)を控除 ㊚前年の12月31日時点で、障がいを認定されているかた ㊚確定申告書または市民税・県民税申告書と障害者控除対象者認定書または障がい者手帳の写しを上記へ提出(郵送可・確定申告書の場合は、税務署へ提出)

固定資産税 課税課固定資産税係 ☎38-2017

㊚バリアフリー改修工事を行った家屋の翌年度分の固定資産税が住宅1戸につき床面積100㎡までの部分について3分の1減額 ㊚次の①～⑧のすべてに該当する住宅①新築された日から10年以上経過②工事内容が次のいずれかに該当(廊下の拡張・床の段差の解消・引き戸への取り替え・床表面の滑り止め化・手すりの取り付け・階段の勾配の緩和・浴室の改良・便所の改良)③障がいを認定されているかた等・65歳以上のかた・要介護認定または要支援認定を受けているかたのいずれかが居住している④補助金等を除く工事の自己負担額が1戸あたり50万円を超えている⑤平成30年1月以降に改修工事が行われ、工事完了後3カ月以内に申告書を提出している⑥改修後の住宅の床面積(区分建物の場合は専有部分床面積)が50㎡以上280㎡以下⑦店舗等併用住宅の場合、居住部分床面積の割合が2分の1以上⑧賃貸住宅でない※賃貸住宅であっても所有者自己居住部分は減額対象 ㊚申告書およびその他申請事由を証明する資料を上記へ提出



軽自動車税 課税課管理係 ☎38-2015

㊚軽自動車税を全額減免。障がいのあるかた1人に対し、軽自動車税(市税)・自動車税(県税)〈※〉のうちいずれか1台分のみ ㊚次の①②に該当するかた①障がい者手帳の交付を受けているかた(以下「障がい者」という)または障がい者と生計を一にするかたが所有する軽自動車等のうち、次のいずれかに該当する場合㊚障がい者本人が運転する場合㊚障がい者と生計を一にするかたが障がい者のために運転する場合㊚障がい者のみで構成されている世帯の障がい者を常時介護するかたが障がい者のために運転する場合②軽自動車税を納付済みでないこと ㊚申請書およびその他申請事由を証明する資料を上記へ提出〈※〉自動車税の減免は西宮県税事務所(☎0798-39-6113)へ

医療費関係 地域福祉課福祉医療係 ☎38-2076

■障害者医療および高齢障害者医療の適用 ㊚健康保険(後期高齢者医療制度を含む)が適用される医療費について、費用負担を軽減 ㊚身体障害者手帳1級～3級・療育手帳AまたはB1および精神障害者保健福祉手帳1級または2級のいずれかの手帳の交付を受けており、受給者本人・配偶者および扶養義務者いずれもが市(区)町村民税所得割額23万5,000円未満のかた ㊚印鑑・当該手帳・健康保険

証を持参の上、申請書を地域福祉課福祉医療係へ提出

■障害者医療および高齢障害者医療一部負担金の免除 ㊚災害等の特別な事由により、6カ月を限度に医療費の一部負担金を免除 ㊚災害または失業等特別な事由により、医療費の一部負担金の支払いが一時的に困難であると認定された障害者医療受給者および高齢障害者医療受給者 ㊚申請書およびその他申請事由を証明する資料を地域福祉課福祉医療係へ提出

国民年金保険料 市民課管理係(年金担当) ☎38-2036

㊚障害基礎年金等(1・2級)を受けているかたの保険料を免除。ただし、老齢基礎年金などの年金額を計算する場合、免除を受けた期間は、2分の1に減額 ㊚障害基礎年金等を受給されているかた ㊚免除理由該当届・年金手帳・年金証書等の受給を証明する資料を上記へ提出(郵送・コピー可)

下水道使用料 下水道課 ☎38-2064

㊚基本使用料を減免 ㊚身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のかたがいる世帯 ㊚減免申請書を障害福祉課(☎38-2043)へ提出

障がいのあるかたへの施設使用料等の減額・免除

■芦屋病院 ☎31-2156

㊚駐車場料金の免除 ㊚障がい者手帳の交付を受けているかたおよび介護者1人 ㊚当該手帳を受付窓口へ提示

■美術博物館 ☎38-5432

■谷崎潤一郎記念館 ☎23-5852

㊚観覧料金の半額減免 ㊚障がい者手帳の交付を受けているかたおよび介護者 ㊚当該手帳を窓口へ提示

■海浜公園水泳プール ☎22-8861

㊚温水プール使用料を半額減免 ㊚次の①または②に該当するかた①市内在住かつ障がい者手帳の交付を受けているかた②①の介護者1人(身体障害者手帳および療育手帳の介護者の場合は第1種のみ) ㊚当該手帳等を窓口へ提示

■公共施設利用者の駐車場使用料(共通)

㊚駐車場使用料を全額免除 ㊚次の①または②に該当する自動車①障がい者手帳の交付を受け

ているかたが運転する自動車②①の介護者が運転する自動車 ㊚当該手帳を提示

■自転車駐車場

㊚定期使用料の半額を減額 ㊚障がい者手帳の交付を受けているかた ㊚当該手帳を各自転車駐車場へ提示(JR芦屋駅北 ☎31-2988/JR芦屋駅南 ☎32-5569/阪神打出駅 ☎23-6570/阪神芦屋駅南 ☎31-7343/阪神芦屋駅西 ☎22-4137/阪急芦屋川駅北 ☎22-1495/阪急芦屋川駅南月若 ☎38-3666)

■あしや温泉 ☎32-0204

【入浴料減額】

㊚市内在住かつ障がい者手帳の交付を受けているかた ㊚障がい者手帳等を窓口へ提示

【駐車場使用料減額】

㊚温泉施設または足湯を利用された障がい者手帳の交付を受けているかた ㊚入浴利用券を持参の上、障がい者手帳等を窓口へ提示